

科目区分	授業科目名	単位数
日本史・外国史	日本史概説	4
	東洋史概説	4
	西洋史概説	4
	日本法制史	4
	西洋法制史	4
	日本政治史	4
	アメリカ政治史	4
地理学（地誌を含む。）	人文地理学	4
	自然地理学	4
	地誌	4
「法学、政治学」	法学概論	4
	政治学原理	4
	憲法A（人権）	4
	憲法B（統治機構）	4
	民法A（総則）	4
	民法B（物権）	4
	民法C（債権総論）	4
	民法D（債権各論）	4
	民法E（親族・相続）	4
	刑法総論	4
	刑法各論	4
	刑事訴訟法	4
	民事訴訟法	4
	商法総則・商行為法	4
	会社法	4
	手形・小切手法	4
	労働法	4
	行政法A	4
	行政法B	4
	アメリカ政治論	4
	ヨーロッパ政治論	4
	アジア政治論	4
「社会学、経済学」	社会学概論	4
	経済原論	4
	法社会学	4
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4
	倫理学概論	4
	宗教学概論	4

科目区分	授業科目名	単位数
日本史・外国史	日本史概説	4
	東洋史概説	4
	西洋史概説	4
	日本法制史	4
	西洋法制史	4
	日本政治史	4
	アメリカ政治史	4
地理学（地誌を含む。）	人文地理学	4
	自然地理学	4
	地誌	4
「法学、政治学」	法学概論	4
	政治学原理	4
	憲法A（人権）	4
	憲法B（統治機構）	4
	民法A（総則）	4
	民法B（物権）	4
	民法C（債権総論）	4
	民法D（債権各論）	4
	民法E（親族・相続）	4
	刑法総論	4
	刑法各論	4
	刑事訴訟法	4
	民事訴訟法	4
	商法総則・商行為法	4
	会社法	4
	手形・小切手法	4
	労働法	4
	行政法A	4
	行政法B	4
	アメリカ政治論	4
	ヨーロッパ政治論	4
	アジア政治論	4
「社会学、経済学」	社会学概論	4
	経済原論	4
	法社会学	4
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4
	倫理学概論	4
	宗教学概論	4

総単位数 152

半数 76

48

4－3 中学校教諭の教職課程の場合

(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

手引き201頁

Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項の半数まで認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるとの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。

A 施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、

- ・物理学
- ・化学
- ・生物学
- ・地学
- ・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

の5つの事項が規定されており、5の半数は2.5であるため、これを超えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。

【参照】 「教職課程認定基準」4－3（2）、4－4（2）、4－9（1） 【補足】 教職課程認定基準4－3（2）、4－4（2）及び4－9（1）の解釈について

A

B

C

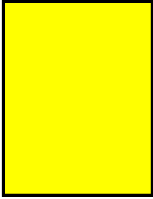
D

幼

小

中

高



幼

小

中

高

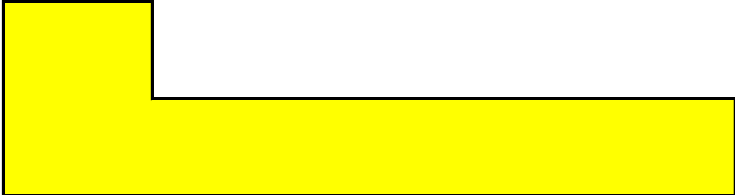


幼

小

中

高



小	中	高
理科教育法	理科教育法	



小	中	高
理科教育法		

幼	小	中	高
教育実習		教育実習	



幼	小	中	高
教育実習			